

3 オーストラリア

3-1 概要

オーストラリアの違法伐採対策については、令和元年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち海外情報収集事業において情報収集が行われ、報告書（以下「令和元年度報告書」）が林野庁「クリーンウッド・ナビ」で公開されている⁵¹。本事業では、令和元年度報告書以降のオーストラリアの違法伐採対策に関する情報の更新を行った。

オーストラリアの違法伐採対策は、2012年11月28日に制定、2014年11月30日に施行された「2012年違法伐採禁止法（Illegal Logging Prohibition Act 2012）」（以下、「違法伐採禁止法」）と、デュー・デリジェンス要件を含む運営上の規則を定める「2012年違法伐採禁止規則（Illegal Logging Prohibition Regulation 2012）」（以下、「違法伐採禁止規則」）によって定められている。

令和元年度報告書では、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則の詳細が解説され、規制対象事業者である木材輸入事業者と国産材加工業者にどのようなデュー・デリジェンスを求めているのかについて明らかにしている。

違法伐採禁止法は、オーストラリアの法律に基づき、2022年に見直し、改正予定となっていたが、オーストラリア政府のウェブサイト⁵²によると、2023年1月現在、法律の見直しは完了していない。このため、本報告書では、法律見直し作業の経過状況を報告するとともに、オーストラリア政府の違法伐採禁止法の執行状況及び業界団体が事業者向けに作成したデュー・デリジェンス・マニュアルにおける輸入木材のリスク評価やリスク低減措置の取扱いについて取りまとめた。

3-2 違法伐採対策関連法令の更新情報

3-2-1 オーストラリア違法伐採禁止法概要

オーストラリアの違法伐採対策については、令和元年度報告書に詳細が掲載されている。「違法伐採禁止法」は、2012年11月28日に制定、2014年11月30日に施行された。本法の目的は、「オーストラリアにおける違法伐採された木材製品の輸入・販売を制限することで、違法伐採が環境、社会、経済に与える有害な影響を低減する」ことである。本法は、以下の2つを定めている。

- 違法に伐採された木材や規制木材製品を故意にオーストラリアに輸入したり、違法に伐採された国内産の原木を加工したりすることを犯罪行為とする
- 規制木材製品をオーストラリアに輸入したり、国産の原木を加工したりする前に、構造化されたリスク評価と低減プロセスを行うこと（デュー・デリジェンスの実施）

2014年11月30日に施行された「違法伐採禁止規則」には、主にデュー・デリジェンスの詳細

⁵¹ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/pdf/r2/r2report-overseas_vol2.pdf（「7-6 木材・木材製品の合法性の確保に関する法令等とその実施状況」章）

⁵² https://haveyoursay.agriculture.gov.au/illegal-logging-sunseting-review?_gl=1*kb4yil*_ga*MTcwMjE3MDg4Ny4xNjU4MjA2NjY0*_ga_EFTD1N73JJ*MTY3MjgwOTc2NC4yNC4xLjE2NzI4MDk4MTUwMC4wLjA

が示されている⁵³。規制対象者はまず、デュー・デリジェンス・システムを構築する必要があるが、それには、「情報収集・リスクの特定と評価・リスク低減・記録」の4ステップが含まれている必要がある。リスクの特定と評価ステップに対しては、①「木材合法性枠組（Timber Legality Framework）」と称された森林認証を活用する場合、②オーストラリア政府と木材生産国との協議によって作成された「国別ガイドライン（Country Specific Guideline）」を活用する場合、③「規定されたリスク要素（Regulated Risk Factors）」を使用する場合（①と②に当てはまらない場合）に対して、それぞれリスク評価の手順が示されている⁵⁴。

3-2-1-1 レビュー（見直し）の概要と進捗

オーストラリア政府は、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則のレビュー（見直し）をすでに2回実施している⁵⁵。1回目のレビューでは、違法伐採禁止規則が中小企業に与える影響が調査された。これは「違法伐採禁止対策による企業負担が大きい」という業界の声に応えたものである。政府は、2017年に「規則の影響に関する声明：違法伐採禁止規則の改正」という報告書を発行し、その分析に基づき、違法伐採禁止規則の改正案（森林認証をみなし遵守とすること）を国会に提出したが、上院で否決された⁵⁶。2回目は、違法伐採禁止法第84条に「最初の5年間の運用のレビューの実施ができる」と記されていることから「法定レビュー」が行われ、本法の政策目標の達成度合いがレビューされ、2018年に「違法伐採禁止法の法定見直し報告書」が公開された。この報告書では、法制度の運用上の問題点を明らかにし、改善策のオプションを提案しているが、法律の安定性が必要であることを考慮して、法律の改正は追求せず、さらに5年後より実質的な情報が得られてから再検討をすることが提案されている。

オーストラリアの2003年法律制定法（Legislation Act 2003）には、法律が連邦立法登録簿に登録されてから10年後に法令を廃止（sunsetting）するという規定がある。この規定は、政府が、既存の法律を現在の政府の政策と整合させ、より明確な法律を実現するためのものである。サンセッティング・レビューの目的は、対象の法令の必要性について明確な判断を下し、国民と議会に対してその判断の正当性を説明することである。対象法令の規則制定者は、その制度が今後も必要であるかどうかを検討し、制度をより効率的にする方法を検討することになっている。

違法伐採禁止規則は、このサンセッティング規定に従って2023年4月1日に失効するため、サンセッティング・レビューの対象となっており、2022年12月現在、見直し作業が進んでいる。一方、違法伐採禁止法は、上述した2018年の「法定レビュー⁵⁷」によって、本法が必要であると判断されたため、今回のサンセッティング・レビュー対象となっていない。

違法伐採禁止規則のサンセッティング・レビューでは、規則制定者である農業・漁業・林業省（Department of Agriculture, Fisheries and Forestry, DAFF）が、パブリック・コンサルテーションを通じて収集した規制対象者からの意見、他の関連する法的枠組、違法伐採対策に関する国際

⁵³ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-1-5章参照。

⁵⁴ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-1-5章参照

⁵⁵ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-2-3章参照。

⁵⁶ 「その理由の1つは、森林認証制度は必ずしも合法性を担保するものではなく、みなし適合とするのは問題があるという意見があったためである（オーストラリア政府インタビュー）。」（令和元年度報告書 7-6-1-2-3-1章）

⁵⁷ 詳細は令和元年度報告書 7-6-1-2-3-2章参照。

的な動向等を検討した上で、最終提言を作成し、農業・干ばつ・緊急事態管理担当大臣（Minister for Agriculture, Drought and Emergency Management）と林業・漁業担当大臣補佐官（Assistant Minister for Forestry and Fisheries）に提出する最終提言を作成することになっている。サンセッティング・レビューのスケジュールはパブリックコメント収集のために設置された DAFF ホームページ内の「Have Your Say」と題されたウェブサイト⁵⁸に示されているが（表 3.1）、2022 年 12 月現在で、最終提言は公表されていない。DAFF の担当者へのインタビューによると、2022 年 10 月現在、規制改革オプションの分析の最終段階にあるとのことであった。また、最終提言は「規制影響ステートメント（Regulatory Impact Statement）」として、「Have Your Say」ウェブサイトで公開されるとのことであった。このウェブサイトには、パブリックコメントの結果の要約も掲載されている。

表 3.1 違法伐採禁止規則のサンセッティング・レビューのスケジュール

時期	
2021 年 7 月－9 月	パブリック・コンサルテーション： コンサルテーション・ペーパーの公表と意見募集、ウェビナー開催、ウェブサイトからの意見受付
2022/第 1 四半期	最終提言の公表（2022 年 12 月現在未公開）
2022/初旬～中旬	政府による最終提言の検討

出典：筆者作成

3-2-1-2 改革案の概要

違法伐採禁止規則のサンセッティング・レビューでは、まず DAFF が改革案（「コンサルテーション・ペーパー⁵⁹」）を作成し、DAFF のウェブサイト「Have Your Say」で公開し、改革案に対する意見（パブリックコメント）を募集した。募集期間は、2021 年 7 月から 2 か月間であった。以下は改革案の概要である。

1) 違法伐採禁止規則の改革の必要性

違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則は、違法伐採による環境、経済、社会的コストを削減しつつ、合法的な木材製品の取引を促進することを目的としている。本法は、木材の輸入業者と国産材加工業者に、違法伐採木材を特定し、それを回避する義務を課している。輸入業者と国産材加工業者は、製品の原産地に関する情報を収集し、違法伐採リスクを評価し、「リスクが低い」と結論できなかった場合はリスク低減措置を講じなければならない。このプロセスは「デュー・デリジェンス」として知られている。デュー・デリジェンスは、規制対象の木材製品を輸入する前、又は国内で生産された原木を加工する前に行わなければならない。違法伐採対策規則で定められている事項は以下の通りである。

- デュー・デリジェンスの要求事項
- デュー・デリジェンス要件の対象となる製品の種類
- デュー・デリジェンスの免責事項

⁵⁸ https://haveyoursay.agriculture.gov.au/illegal-logging-sunseting-review?_gl=1*1ka15ot*_ga*MTcwMjE3MDg4Ny4xNjU4MjA2NjY0*_ga_EFTD1N73JJ*MTY2ODI4NzU2Mi4xNi4xLjE2NjgyODg1MDUuMC4wLjA

⁵⁹ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/documents/illegal-logging-sunseting-review-consultation-paper.pdf>

- デュー・デリジェンスの要求事項の一部を満たすシステム又はプロセス

このため、違法伐採禁止規則を改革せず廃止（サンセッティング）することになると、違法伐採禁止法のデュー・デリジェンス要件が存在しなくなり、法律の実効力もなくなってしまうことになる。また、これらの要件があることで、オーストラリアの輸出業者には、合法性の確認を重視する海外市場へのアクセスの機会も生まれている。つまり、この違法伐採禁止規制は違法伐採禁止法の運用と有効性にとって重要で、改革が重要である。

2) 改革案の内容

(1) 政府に対するデュー・デリジェンス情報提供

違法伐採禁止規則は、輸入業者に対し、規制対象木材製品を国内に持ち込む前に情報を収集し、リスク評価することを求めているが、現状では、輸入業者は、商品が国境に到着する前にこの情報を当局に提供することではなく、後日当局から要求された場合にのみ、28日以内に提出する義務がある。そのため改革案では情報の事前提供を求めている。規制対象木材製品の樹種、伐採地、違法伐採リスクなどの重要情報が事前に提出されれば、政府のコンプライアンス活動の的を絞ることが可能になる。米国のレイシー法では、輸入業者は輸入に先立ち、伐採地、樹種、違法伐採リスクの評価に関する情報を含む申告書を提出することが求められている。現状でも、輸入業者は、事前にこのような情報を収集することが義務づけられているため、情報の事前提供を要求することは、輸入業者にとっても最小限の負担にしかならないと想定される。統合貨物システム（Integrated Cargo System）など既存のシステムを適応させることで、事業者はより合理的に情報提供ができるようになる。デュー・デリジェンス情報を事前に提供するために、委託貨物1件あたりの入力に平均7.5分の時間コストがかかると仮定すると、1貨物あたりの規制対応のためのコストは、188豪ドルから197豪ドルに増加すると見積もられている。

(2) 国境での権限強化

米国、欧州連合、英国、韓国の違法伐採対策では、「国境措置」権限が導入されている。この権限によって、規制当局は、国境に到着する前に懸念のある輸入製品を体系的又は重点的に検査し、必要な場合にはさらなる措置のために商品を留置することができる。

違法伐採禁止規則にサンプリングの権限を追加することで、輸入製品の樹種や伐採場所に関する事業者の申請を検証することができるようになる。これにより、当局は規制対象事業者と協力して問題を突き止め、対処することができるようになる。木材を特定するための技術（木材ID技術と呼ばれる。表3.2）は世界的に進歩しており、他国ではすでに違法伐採対策関連法令の下で使用されている。また、輸入業者も独自にこれらのツールを使用していることもある。サンプリング検査の結果を待つ間、6500豪ドル（輸入製品ラインの平均的な価格）相当の商品を2週間留め置くことは、その事業者に20豪ドルの遅延コストをもたらすと推定されている。

違法伐採禁止規則に押収・留置の権限を追加すれば、DAFF職員が法令遵守の目的で国境での調査に介入することが可能になる。これらの権限は、高リスクの輸入品を対象として、非常に限定的に使用されることを想定している。商品が押収又は留置される可能性があるということは、

輸入業者がデュー・デリジェンスを行い、低リスクの経路から調達を行う強い動機付けになる。国境での 2 週間の商品の留置は、輸入製品ラインあたり 93.05 豪ドルの規制コストとなると計算されている。サンプリング権限と、押収・留置の権限を組み合わせることで、懸念がある製品のリスクを検証している間に商品が販売されるのを防ぐことができる。

表 3.2 サンプリング検査で使用が想定される木材 ID 技術リスト

木材 ID 技術	内容
植物解剖学的解析	肉眼又は顕微鏡で、木目や解剖学的特徴を比較的短時間で評価できる。世界最大の木材サンプルの参考ライブラリー（Xylotheque）を持つのは米国の US Forest Products Laboratory で、ベルギーの Royal Museum of Central Africa、ドイツの Thünen Institute がそれに続く。オランダの Naturalis Biodiversity Centre は、税関職員やその他の関係者のための木材識別ツールを構築するため、黒檀の木材解剖学参考ライブラリーを開発中。
DNA 解析	DNA を解析することで、種の識別、集団の識別、個体識別に使用することができる。通常、未処理の製材された木材製品から十分な品質の遺伝物質を抽出できると、適切な参照データベースが利用可能であることに依存する。International Barcode of Life Consortium、Global Timber Tracking Network、アデレード大学、などで様々な取組が行われており、ドイツの Thünen Institute、英国の TRACE Wildlife Forensics Network は違法伐採対策で活用している。
安定同位体検査	環境中の安定同位体の分布やパターンは地理的に異なるため、木材サンプルの起源（伐採地）を特定するために使用することができる。英国の Agroisolab は 10 年の分析の実績がある。
繊維分析	紙、パルプなど、製造に重い処理が行われると DNA や同位体による分析はできないが、繊維分析によって製品内の繊維が針葉樹か広葉樹か、属（場合によっては種）、使用されたパルプ化工程を特定することができる。
TSW トレーステクノロジー	西オーストラリアの Source Certain International（SCI）は、TSW Trace Technology と呼ばれる製品の伐採地を確定する科学的手法を開発した。科学捜査のツールとして、サプライチェーンの完全性の確認でよく使用されており、木材製品にも適用できる。
リアルタイム質量分析法（DART-TOFMS）による直接分析	DART-TOFMS 装置を使い、木材サンプルに加熱したヘリウムイオンを照射して化学物質を揮発させて化学組成を得る。最小限のサンプル前処理で済み、サンプルをその場で分析することができる。米国の National Fish and Wildlife Forensic Laboratory はワシントン条約記載種や商業的に重要な木材種の同定に重点を置いた、現在最大の参照ライブラリーを有している。将来的に活用が期待される。
Xylotron プラットフォーム	米国の US Forest Products Laboratory が開発した、木材の生物学的構造を分析するシステム。特定の処理アルゴリズムを使用して、木材の参照データベースを形成する。将来的に活用

	が期待される。
WorldForestID	Agroisolab（英国）、Royal Botanical Gardens, Kew（英国）、Forest Stewardship Council（ドイツ）、US Forest Service International Programs 及び World Resources Institute からなるコンソーシアムにおいて、グローバル森林試料コレクションを開発中。

出典：筆者作成

(3) 追加の法的権限

コンプライアンス違反を繰り返し行っている事例を公表する権限を法律に追加することが提案されている。違反が繰り返されるような深刻なケースにのみ、この権限が適用されることが想定されている。多くの場合は、規制当局と事業者の建設的で積極的な関与によって、事業者名公表の行使は回避されると考えられる。実際の樹種と伐採地を輸入業者の記載と比較した結果も、事業者名を特定せずに公表することも提案されている。これは、市場に出回っている問題のある製品について、規制対象者の認識を高めるのに役立つ。コンプライアンス違反の事例を公表することは、是正措置を促すことにつながる。このような権限は、オーストラリアの他の法律でも、プライバシーや情報保護関連の法律に従って採用されている。また、公表される情報は、事業者が完了したコンプライアンス活動を反映したものであるため、このような権限追加による事業者負担の増加はないと想定されている。

違法伐採禁止法では、上述した権限を 2014 年規制権限法（Regulatory Powers Act 2014）⁶⁰の下で発動することになるが、例外は、差止め命令と「強制力のある約束（enforced undertakings）」で、これらについては違法伐採禁止法に規定が追加される可能性がある。強制力のある約束とは、規制対象事業者がコンプライアンス違反を犯した際に、法廷で問題にする代わりに事業者が行動方針の改善を約束することである。その約束が守られない場合は裁判所の強制執行が可能である。

(4) 法律の効率性の確保

現状では、木材の輸入をほとんど行わない輸入業者や国産材の加工をほとんど行わない事業者に対しても、規制対象事業者として、大量に取引する業者と同じ義務が課せられているが、規制対象事業者の輸入や加工の頻度の違いを考慮して義務の内容を調整することが提案されている。例えば、規制対象製品を一定数以上輸入・加工する事業者に対してのみデュー・デリジェンス・システムの確立を義務付け、さらに、頻度の高い輸入業者や加工業者に対しては、より強力な要件を課すことが想定される。より強力な要件とは、高頻度に輸入・加工する事業者が最新のデュー・デリジェンス・システムを導入していることを確認するために、第三者監査制度や政府による許認可制度を追加することである。

⁶⁰ <https://www.ag.gov.au/legal-system/administrative-law/regulatory-powers#:~:text=The%20Regulatory%20Powers%20Act%20provides,notices%2C%20enforceable%20undertakings%20and%20injunctions.>

規制権限法の標準規定は、効果的な監視、調査、または執行の規制体制に必要な権限の許容ベースラインであると同時に、適切な保護手段を提供し、重要な慣習法上の特権を保護する。連邦制定法の監視、調査、執行に関する規定の数を削減するだけでなく、異なる規制制度間の一貫性を高め、異なる規制権限を行使する機関や規制当局の管理負担を低減する。

規制対象木材製品が、FSC と PEFC の森林認証プログラムで認証されていれば、輸入業者や国産材加工業者は追加のデュー・デリジェンスを実施不要とする「みなし遵守」を追加することは、事業者の負担を低減する機会となる。なお、これは 2018 年に実施された「違法伐採禁止法の法定レビュー」において提案されたが、上院で不採択となっている。さらに、「みなし遵守」に CITES 認証を追加することの検討も可能としている。

(5) 規制対象製品の見直し

現状では、楽器、プリントメディア製品、木炭など一部の木材製品は規制対象製品になっていないため、輸入時のデュー・デリジェンスは不要である。一方で、これらの製品に使用される国内で加工されたオーストラリア産原木については、デュー・デリジェンスが求められている。このことは国内産業にとって不平等な競争条件となりかねないため、見直しの余地がある。

(6) 免除要件の見直し

木材の含有率が低い木材製品については、米国の違法伐採対策関連法令のように、木材含有率 5%未満の製品を法律の規制から免除することも検討できるが、今のところ、このような規制改革がどのような影響を及ぼすか（規制対象製品のうち違法伐採禁止法の対象外となる割合等）は不明である。なお、米国では、10-20%の製品が規制対象から除外されると推定されている。

現在、1,000 豪ドル未満の貨物はデュー・デリジェンス要件から免除されている。この免除の閾値を 5,000 豪ドル又は 1 万豪ドルに引き上げると、規制対象となる輸入貨物数はそれぞれ 6%又は 12%減少する。輸入品の価格が低いからといってリスクが低いわけではないが、規制当局の負担とコストの低減という利点がある。

(7) その他

現状の違法伐採禁止法では、「加工」、「原木」、「木材」の定義が定められていない。これらの用語を明確にすることで、生木の加工に関する義務がどの段階で適用されるのか、規制対象者や管理者がより理解しやすくなると考えられる。

伐採国で原木の輸出禁止が定められているかどうかを輸入事業者が確認し、そのような国からの原木輸入を禁止するように法律を改正することも提案されている。その場合、輸入事業者が原木輸出禁止国に関する情報を簡単に入手できるように支援する必要がある。

現在、国別ガイドライン・州別ガイドラインが更新されるたびに、違法伐採禁止規則を修正しなければならないが、頻繁な修正を避ける記述に変更することが提案されている。

3) パブリック・コンサルテーションの結果

DAFF は、このような改革案を「Have Your Say」ウェブサイト上で文書として公開することに加え、説明会を開催し（ウェビナーで開催、その録画も公開されている）、改革案に対する意見を収集するパブリック・コンサルテーションを実施した。これは、オンラインフォーム、E メール、ウェビナーの質疑応答を通じて 2021 年 7 月 - 9 月に行われた。その結果は、同ウェブサイトによ

約されている。参加者は、業界団体 10、木材輸入事業者 7、通関業者 5、NGO11、その他 14（うち外国政府 2）であった。受理した意見は、オンラインフォームから 30 件、文書 20 件、ウェビナー参加者は 53 名であった。同ウェブサイトによれば、受理した意見の概要は次の通りである。

(1) 政府に対するデュー・デリジェンス情報提供

樹種や伐採地など、規制対象木材製品に関する重要なデュー・デリジェンス情報を、政府が輸入前に受け取れるようにする改革については、高いレベルの支持があった。ほとんどの利害関係者は、事前にデュー・デリジェンス情報を提出するためには、既存の輸入手続きとリンクした専用システムを活用することが好ましい方法であるとしていた。一方で、これによる負担増大の可能性について懸念する意見もあった。

(2) 国境での権限強化

当局の国境での権限を強化し、サンプリングや押収を可能にする改革には、全般的な支持があった。多くは木材検査の導入を支持していたが、それによって遅延が生じないことを重要視していた。また、製品が留め置かれたり検査される可能性は、事業者のデュー・デリジェンス要件遵守を促すことになるという意見があった。

(3) 追加の法的権限

差止命令と強制力のある約束の導入、木材試験結果と不適合、不遵守事例の公表権限の導入については、一般的な支持があった。

(4) 法律の効率性の確保

高頻度の輸入事業者のデュー・デリジェンス要件軽減（例えば、同一経路の輸入の場合には、年間 1 回だけデュー・デリジェンス評価を要求する等）を検討することには支持があったが、デュー・デリジェンス・システムを構築することの負担が最も高く、デュー・デリジェンス評価の負担は比較的低いことから、この改革は必要ないという意見もあった。高頻度の輸入業者と国産材加工業者のデュー・デリジェンスのプロセスに第三者監査を導入することについては、一般的な指示があったが、政府による許認可制度の導入の支持は低かった。低頻度の輸入業者の負担低減については支持されなかった。その理由として、低頻度の輸入業者が規制対象事業者の大部分を占めているため、違法に伐採された製品を輸入するリスクが高い可能性があるという意見が多かった。しかし、低頻度の輸入業者は、デュー・デリジェンス義務を適切に理解するのに十分なほど法律に関与しないので、除外してもよいとの意見もあった。認証製品の「みなし遵守」への支持は様々であった。この改革により抜け穴が生じる可能性を示唆する意見もあれば、リスクの低い製品のデュー・デリジェンスの負担が低減されるという意見もあった。

(5) 規制対象製品の見直し

この改革に対する支持は様々であった。ほとんどの利害関係者は、現在の法律の規制対象製品の範囲を支持していた。木炭や楽器などの潜在的にリスクの高い製品を追加することを支持する

意見もあったが、この改革によって影響を受ける可能性が高い利害関係者からの情報提供はなかったため、これらのグループとの協議が必要である。紙製品は違法性のリスクが低いと認識されていることから対象から除外されるべき、という意見もあった。

(6) その他

用語の定義の明確化、丸太輸出禁止の確認、国別ガイドライン・州別ガイドラインの修正手続きの簡素化については一般的な支持があった。

3-2-1-3 政府のその他の取組

オーストラリア政府 (DAFF) 担当者へのインタビューによれば、サンセッティング・レビューにおいて規制改革の選択肢を検討することに加え、米国のレイシー法の宣言のような例から学びながら、規制対象事業者からより多くの情報をタイムリーに収集し、この情報を使ってコンプライアンス活動をより良く方向付けるための IT ソリューションの可能性を検討している。また、今後 1、2 年を目途に、科学的分析技術の試験的利用を実施し、法的枠組に統合する計画を策定する予定である。

オーストラリアの違法伐採対策における科学的分析技術の活用については、「オーストラリアの輸入木材における伐採地表示の 4 割が誤り」という 2020 年の報道⁶¹がある。オーストラリア政府は、消費者の信頼を築くことを目的に、違法に収穫された製品を取引する人を特定する調査を実施した。市中で販売されている木材製品（様々な国からのオーク、メルバウ、メランティ、アカシア、ユーカリ、マツ、ローズウッド、マホガニー、チーク）をサンプルとして購入し、アデレード大学が DNA 検査を実施した。分析を担当したアデレード大学の研究者に、この調査の詳細を問い合わせたが有用な情報は得られなかったが、この調査結果は、サンセッティング・レビューでも検討されているように、オーストラリア政府が木材の科学的調査に力を入れることを決めた要因の一つであろうと推察される。オーストラリア政府は、2021 年に、アデレード大学を中心とするグループに対し、世界の木材サプライチェーン向けの科学的伐採地検証ツールの開発のための助成金を提供している⁶²。オーストラリア政府担当者へのインタビューによると、オーストラリア政府は、この他にも次の内容の研究・調査の実施や委託をしている。

- オーストラリアが現在及び将来的に違法伐採木材の輸入にさらされる可能性
- 違法伐採された木材製品がオーストラリアの産業に与える影響
- 違法伐採禁止法の効果として違法伐採木材取引は減少したか

3-3 違法伐採木材リスク低減に関する事例調査

3-3-1 違法伐採禁止法の実施状況

違法伐採禁止法の実施状況は公表されていないため、違法伐採禁止法を管轄する DAFF の担当者にインタビューを行った。以下はインタビューの結果である。

⁶¹ <https://www.timberbiz.com.au/dna-testing-shows-40-of-imported-timber-incorrectly-labelled/>

⁶² <https://www.adelaide.edu.au/newsroom/news/list/2021/09/20/developing-dna-testing-methods-for-timber-supply-chain-verification>

オーストラリア政府は、規制対象者が長期的かつ持続的な遵守を達成することができるよう、教育と指導を優先しており、より広い規制対象者へのコミュニケーションし、彼らの意識を高めるよう努力し続けている。また、規制対象者が効果的なリスク評価を実施することを支援するための情報も引き続き公表していく。DAFFの違法伐採コンプライアンス・アプローチ⁶³では、オーストラリアの違法伐採禁止法の遵守を促進するために、すべての規制対象者に明確なガイダンスとアドバイスを提供することを目的としている。そして、規制対象者がデュー・デリジェンスの要件や責任を誤解しているために、うっかり遵守しなかったというような場合には、明確な遵守が確立されるまで、その企業に対する監査を強化することがある。事業者が意図的に違法伐採禁止法に違反した場合にはより強力な措置で対応することになる。

当局が実施する違法伐採デュー・デリジェンスのコンプライアンス評価（監査）の数は年によって異なるが、年間40～60件の新規コンプライアンス評価を実施することを目標としている。コンプライアンス評価は、違法伐採禁止規則要求事項の9～16項目を包括的に対象として行っており、これには、輸入業者が示したリスク評価の結論の見直しも含まれている。コンプライアンス評価は輸入品が到着した後に行われるため、輸入業者に対して輸入品のリスク評価を再考するよう指示することはないが、提供された情報に基づく結論が不合理である場合はそれを特定し、今後の輸入品のデュー・デリジェンスに適用するよう提案し、輸入業者がこのアドバイスを適用していることを確認するために、フォローアップ監査が実施される。重大な規則違反はすべて、さらなる調査と罰則（違反通知）の適用を決定するために、当局の責任者に照会する。コンプライアンス違反件数は、公表することができない。

インターネット上には、2019年に違法伐採禁止法に関する最初の違反通知が出されたことに関するニュースが掲載⁶⁴されていたため、この件について質問したところ、次のような回答を得た。この件は、2018年11月に、ある輸入事業者がデュー・デリジェンス要件への継続的な非遵守を理由に違反通知を受け、12,600豪ドルの罰金を課されたものである。しかし、違法伐採禁止法と違法伐採禁止規則に違反し、調査、起訴された他の事例については、オーストラリアの法律におけるプライバシー及び情報共有の要件により、詳細を開示することはできない。

国際的な議論において、木材輸入業者に適切なデュー・デリジェンスの実施を促すためには、起訴などの厳しい罰則、高額の罰金の適用が不可欠であるとの主張がある一方で、実際には、各国の当局が起訴することは困難であるとも言われている。オーストラリア政府の考え方について質問したところ、次の回答を得た。オーストラリア政府が採用しているコンプライアンスモデルは、事業者の自発的なコンプライアンスを促進するための教育や指導に重点を置いているが、厳しい罰則もコンプライアンスを促進することは理解している。実際に、違法伐採禁止法を改正し、デュー・デリジェンスやその他の義務の不遵守の具体例を公表できるような権限を追加することを検討している。この改正の目的は、教育や意識向上活動を支援し、コンプライアンス違反を抑制し、規制対象事業者に責任ある行動を促すことである。刑事罰は、当局が利用できる最も厳しい罰則となっている。違法伐採された木材製品の輸入や加工に対しては、最高5年の禁固刑及び

⁶³ 詳細は令和元年度報告書7-6-1-2章参照

⁶⁴ <https://ausfpa.com.au/first-prosecution-under-australias-illegal-logging-act-welcomed/>

／又は最高 500 罰金単位（111,000 豪ドル）の刑事罰が科せられ、規制対象木材製品や国産原木のデュー・デリジェンスの要件を遵守しなかった場合にも、罰金という形で刑事罰が科せられる。このような罰則は、一般的には、輸入業者や加工業者が法律違反であることを知りながら、故意に何かをした、あるいは何かをするのを怠った、あるいはそのリスクに対して無謀であった場合に適用される。法律改正案には、違反を特定し、適切かつタイムリーな強制措置を講じ、潜在的な訴追を裏付ける情報を得るための当局の能力を向上させることを目的とした措置の追加も含まれている。これらの改革には、以下のような権限の追加が含まれている：

- 規制対象木材製品に関する主要な情報（例えば樹種や伐採地など）を、事後ではなく、輸入や加工の前に提供することを規制対象者に要求する。
- 木材検査技術を使用して樹種、伐採地、合法性の主張が検証される間、規制対象木材製品のサンプリング、押収、留置を行うことを可能にする。
- コンプライアンス問題に対処するために、追加的な罰則、執行オプションの追加。

3-3-2 事業者や業界団体によるリスク低減措置に関する事例

3-3-2-1 ATIF のデュー・デリジェンス・マニュアルにおけるリスク低減措置の考え方

オーストラリアの木材輸入事業者の業界団体である ATIF（Australian Timber Importers Federation Inc）⁶⁵は、2014 年に輸入事業者向けのデュー・デリジェンス・マニュアル（Legality Compliance Toolkit⁶⁶）を策定し（2016 年に改定）、デュー・デリジェンスを実施する事業者への多くのアドバイスを提供している。このマニュアルで、デュー・デリジェンスの実施方法（情報収集、リスク評価、リスク低減措置）が次のように解説されている。

1) 情報収集

ATIF は、情報収集は、まずは簡単に収集できる範囲の情報を入手する必要があり、デュー・デリジェンスに使用する情報は、既存のビジネス慣行でやり取りする書類等から相当量を収集可能としている。また、情報の量が多ければ良いというものではない、としている。デュー・デリジェンスで重要なことは、文書の正確性と信頼性を評価することであり、文書が増加するほど、その正確性と信頼性を評価する作業が増えることになるからである。マニュアルでは、政府が要求する情報収集の項目に対して、具体的な解説を提供している（表 3.3）。

表 3.3 ATIF による情報収集に関する解説

要求されている情報	解説
輸入製品の種類と商品名	製品の種類の説明と製品の取引上の説明、つまり「ハードウッドデッキ」や「パイン材フレーム」など、製品の販売名称を記載する。同じ製品が複数のサプライヤーから提供されることがあるため、商品名には製品番号やカタログ番号、あるいは製品とサプライヤーを結びつけるその他の識別情報を含めることもできる。
輸入製品の数量（数量、	購入・輸入数量は、インボイスや船荷証券のような従来の文書にすでに

⁶⁵ <https://atif.asn.au/>

⁶⁶ <https://www.agriculture.gov.au/sites/default/files/sitecollectiondocuments/forestry/australias-forest-policies/illegal-logging/legality-compliance-toolkit.pdf>

重量又は個数)	記載されているはずである。
輸入製品が製造された国	多くの場合、輸入業者は製品が特定の国で製造されたことを証明する原産地証明書を持っている。しかし、製品が製造された国が伐採国とは限らないこともある。
木材が伐採された国、地域、伐採区域	木材がどこで伐採されたかという情報は、「合理的に実行可能」な限り収集しなければならない。サプライヤーによっては、伐採区域までの情報を提供できることもあるが、ほとんどの場合はこの情報を提供することができず、伐採国が唯一の情報かもしれない。丸太の伐採地リスクを評価するには、ほとんどの場合、伐採国が明らかになれば十分である。
木材の樹種名（一般名称又は学名）	1つの樹種が複数の一般名称を持つことがあるため完全な学名を要求するべきである。製品が複数の樹種から作られる場合、輸入者は使用される可能性のあるすべての樹種の名称を収集するよう努めるべきである。これには、パーティクルボード、MDF、合板に使用される樹種が含まれる。完全な学名を収集することが「合理的に実行可能」でない場合は、属名又は一般名もしくは取引名を収集することが必要である。
仕入先の詳細（名前、住所、商号、事業者識別番号など）	サプライヤーの詳細（名前、住所、商号、事業や会社の登録情報など）は、従来の取引で使用する文書で確認できる。
製品購入の際にサプライヤーから提供された書類	オーストラリアに製品を輸入する場合、商慣習において、インボイス、パッキングリスト、出荷書類、原産地証明書、検査証明書、植物検疫証明書、輸送と保険関連書類など、相当量の書類が必要とされている。この要求は、これ以上のものを求めようとするものではない。
木材が合法的に伐採されたことを証明する資料や書類	<p>認証や「国別ガイドライン」に示されている書類。輸出許可証（ソロモン諸島からの輸入の場合）、SVLK 証明書と V-legal 文書（インドネシアからの輸入の場合）のような単純なものである場合もある。</p> <p>証拠とは、その木材が違法に伐採された可能性が低いという結論を正当化するのに役立つ文書やその他の形の情報である。例えば、サプライヤー訪問の記録と実施した観察、特定の種に関する試験結果の分析、会話の記録、現地又は森林監査・検証監査の記録、サプライヤーの宣言書、CoC⁶⁷証明書、納入された木材の請求書などがある。サプライヤーの自己宣言は、十分な証拠によって裏付けされるべきである。</p> <p>丸太伐採に関する情報が追加的に必要な場合もある：</p> <ul style="list-style-type: none"> • 有効な森林コンセッションライセンスのコピー • 森林管理局やその他の政府当局からの伐採許可証や承認書 • 丸太の輸送/配達に関する文書 • ロイヤリティ支払いに関する文書・情報 <p>サプライヤーが多くの供給元から複数の木材製品を受け取っている場合、数量と日付の「マスバランス」をとる必要があるかもしれない。例えば、搬入量と搬出量を記録した情報を要求し、数量と日付が一致しているか確認する。サプライヤーはそのような要求の十分な証拠を提供することができるはずである。</p>

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

⁶⁷ Chain of custody

2) リスク評価

ATIF は、リスクを伐採地と製品のサプライチェーンレベルの両方のリスクによって総合的に評価する考え方を提示している（図 3.1）。伐採地のリスクとは、原木伐採に関連したリスクを指しており、違法伐採の頻度が高い樹種リスク、伐採地で違法伐採が発生しやすいリスク等を含んでいる。一方、サプライチェーンレベルのリスクとは、製品加工の各段階において、違法な木材が混入するリスクである。伐採地と製品のサプライチェーンレベルでのリスクが両方とも低いと考えられる場合、総合的にリスクは低いとみなすことができる。表 3.4 は、事業者の伐採地のリスク評価を支援するための情報である。

製品の複雑さ サプライチェーンリスク	高	潜在的なリスク	潜在的なリスク
	低	低リスク	潜在的なリスク
		低	高
		伐採地リスク 違法伐採の有無、樹種の違法伐採の頻度、 地域内の武力紛争	

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

図 3.1 ATIF のリスク評価におけるリスクマトリクス

表 3.4 ATIF の違法伐採リスクの評価（伐採地レベル）のクイックガイド

木材の種類・起源	リスク	リスク低減措置
FSC 又は PEFC の CoC 認証施設から購入した木材・木材製品で、購入製品が認証範囲内であり、購入時の請求書・納品書に認証が記載されているもの 例： <ul style="list-style-type: none"> ● 米国/カナダで伐採されたトウヒ、マツ、モミ（spruce, pine, fir, SPF）で、FSC CoC 認証の製材所から購入した木材製品が FSC100%又は FSC ミックスである場合 ● チリで伐採されたラジャータパインで、PEFC CoC 認証の製材所由来で、購入した木材製品が PEFC 認証であるもの ● ウルグアイで伐採されたユーカリ属の木材を FSC CoC 認証の卸売業者から FSC 管理木材として購入したもの 	低リスク	不要
FSC 又は PEFC の承認する森林管理基準を満たした森林から 100% 産出された木材を使用したもの。	低リスク	不要
政府から「国別ガイドライン」が提供されており、入手可能なエビデンスがガイドラインの内容と一致している国の木材	低リスク	不要

<p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> インドネシアで伐採されたメルbau (Merbau) を、SVLK 証明を持つ会社が製造し、その委託品に対して有効な V-legal 書類を持つ輸出業者が輸出した場合 ソロモン諸島で伐採され、有効な輸出許可を得て輸出された Vitek 属。 カナダで伐採されたあらゆる樹種の木材 		
<p>CPI (汚職腐敗度指数)⁶⁸が 50 以上で、EU-FLEGT-VPA の施行や交渉実施おらず、武力紛争がない国で伐採されたことがわかっている樹種</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> チリ又はニュージーランドで伐採されたラジアータパイン カナダで伐採されたダグラスファー フィンランドで伐採されたノルウェースプルース 	低リスクの可能性 ⁶⁹ あり	ほぼ不要
<p>現在の CPI が 50 以下で、武力紛争のない国の植林地から伐採された針葉樹又は広葉樹の既知種すべて</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ベトナムで伐採されたユーカリ インドネシアで伐採されたマンゴー材 (Mangifera indica) 	低リスクの可能性あり	ほぼ不要
竹、籐、木材/プラスチック複合材、ポストコンシューマーリサイクル材、コルク、木製パレット、木箱のすべて	規制対象外	—
樹種や伐採国が不明な木材や伐採国が不明なもの	低リスクの可能性は不明	必要
<p>現在の CPI が 50 以下の国で、EU と VPA の実施又は交渉段階にある国、又は武力紛争が知られている国で伐採された在来針葉樹種又は広葉樹種</p> <p>例</p> <ul style="list-style-type: none"> ブラジル産イペ (Ipe, Tabebuia spp) ロシア極東部で伐採されたエゾマツ (Jezo Spruce) 又はモンゴルナラ (Mongolian Oak) パプアニューギニアで伐採されたクウィラ (Kwila, Itsia spp.) マレーシア産メランティ (国別ガイドラインで示される文書がない場合) ソロモン諸島産ヴィテックス属 (国別ガイドラインで示されている文書がない場合) 	低リスクの可能性は不明	必要

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

ATIF はリスク評価を行う上で、各質問項目に個別に回答する方法を提示しており、回答する上での確認事項を説明している (表 3.5)。質問に対する回答が「はい」(確認事項を満たす) の場合は次の質問に進み「いいえ」(満たさない) の場合は、具体的なリスクを特定し、そのリスクを低減する必要がある。

⁶⁸ <http://www.transparency.org>

⁶⁹ 「低リスクの可能性」とは、製品やサプライチェーンの複雑さのリスクを考慮した結果、違法伐採を示す他の要因がない場合のみ全体として低リスクという結論が適用されるという意味である。

表 3.5 ATIF が提示するリスク評価方法

質問	リスク評価の内容	解説
<p>原木の伐採国・地域は、違法伐採活動がほとんどないと考えられるか？</p>	<p>CPI が 50 未満であれば、伐採地レベルでの違法伐採のリスクが高いとみなされる。EU-FLEGT-VPA 交渉中の国は、違法伐採のリスクが低くないとみなされる。</p> <p>Global forest registry⁷⁰ のカテゴリー1 (合法性) で「低リスク」と記載されている国は、違法伐採の活動レベルが低い国である。(注：一部の地域のみが違法伐採と関連している「不確定リスク」として記載されている国もある)。</p> <p>Global witness⁷¹ は、森林セクターにおける違法伐採活動に関連する限られた国についての報告書を発行している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界には、違法伐採の発生が無視できるほど少ない地域が多くある。違法伐採の蔓延を評価することは、多くの輸入業者にとって困難であろう。推奨されるのは、既存の情報源と、CPI や供給業者、政府、独立した団体から提供される情報など、より一般的なリスク指標を用いることである。 EU-FLEGT-VPA 交渉中であることは、その国、特に在来種の違法伐採リスクが低いとは言えないことを示す指標と見なされている。
<p>製品に含まれる木材の樹種は、違法伐採のリスクがほとんどないものか？</p>	<p>製品に使用されている木材の一般名及び樹種名をウェブ上で検索し、その樹種が伐採された地域における違法伐採の問題を追跡する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 多くの種は違法伐採とは無縁であるが、違法伐採の対象となる樹種があり、リスクの指標となりうる。ただし、樹種だけではリスクの状態を結論づけることはできないかもしれない。例えば、チーク (Tectona grandis) はミャンマーのいくつかの地域で違法伐採されている。しかし、チーク材は一般的に植林地でも栽培されており、その場合は違法伐採とは無縁である。違法伐採リスクのある地域は常に考慮する必要がある。 一般的に、先進国で伐採される広葉樹・針葉樹は、原生林であれ植林地であれ、違法伐採の発生率が非常に低いため、精査する必要はない。木材資源が通常厳しく監視され、多くの場合個人所有であるプランテーション、農林業企業、森林地帯から伐採される広葉樹と針葉樹は、違法伐採に関連する可能性は低い。 伐採地の固有種で、発展途上国であり、

⁷⁰ www.globalforestregistry.org/

⁷¹ <https://www.globalwitness.org/>

		森林認証、合法性保証システムが存在しない場合は、より注意する必要がある。
伐採地での武力紛争はあるか？	Global witness 等で検索を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 武力紛争が起こっている国から木材を調達することは可能である。独立した認証や検証を受けた製品のみを調達することで、武力紛争に関連する木材がサプライチェーンに侵入するリスクを低減すると同時に、短く透明性のあるサプライチェーンを持つことを検討する必要がある。
低リスクと評価されていない木材が混在する可能性は低いのか？	主張が正当とみなされるような情報を提供する。	<ul style="list-style-type: none"> 様々な産地から及び／又は、様々な種類の木材を使用する木材製品の場合、サプライチェーンが複雑になり、それに起因するリスクはより高くなる可能性がある。 木材製品に添付された情報や証拠に整合性がない場合、出所不明の材料や違法に伐採された材料と混合されたり、置き換えられたりしているリスクがある。 認証又は検証された製品を要求するというリスク低減措置が必要となる場合がある。これが実行不可能な場合、特定されたリスクをさらに検討することが推奨される。例えば、使用される木材製品のうち、違法伐採が疑われる地域からのものが占める割合。製品に使用される樹種の一つだけが全体のリスクを高めているだけかもしれないからである。
樹種、数量、質の分類は合っているか？	以下の事項を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> 製品の種類、品質、数量に関する記述が、サプライヤーから受け取ったすべての関連文書に記載されているか？ すべての関連文書において、製品の種が同一種であることを確認し、特定することができるか？ 	—

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

3) リスク低減措置

違法伐採禁止法では、輸入者がどのようなリスク低減策を実施する必要があるかについては規

定されておらず、リスク低減措置が「リスクレベルに適切かつ比例している」ことを要求している。ATIF はこれを、「輸入者は自らの知識、経験、状況に基づき、リスクの性質に適した行動をとり、必要と思われる低減措置を採用する」と解釈し、リスク低減措置を提示している（表 3.6）。例えば、特定されたリスクを低減するために、輸入者はサプライヤーに木材が合法的に伐採されたという追加の証拠を求めたり、第三者から追加の情報を得たりする。製品が違法伐採材を含むという重大なリスクが残っている場合、輸入者は審査中の木材製品の委託を輸入しないことを選択する。ATIF は、これらは完全に輸入者の判断によるものであるとしている。

表 3.6 ATIF が提示するリスク低減措置

リスク低減措置	説明	相対的なリスク低減強度
伐採区域の監査： 伐採区域における法令遵守の確認は、机上監査、実地監査、又はその両方の組み合わせで行う。また、最も適切な方法は、その国で一般的な合法性リスクや違反の種類によって異なる。	<p>文書ベースの机上監査： 机上監査により法令遵守に関する追加情報を収集することは、合法性の評価に貢献する可能性がある。 この措置の実施は、伐採区域に関連するステークホルダー（公的機関やその他の利害関係者）とコミュニケーションする能力に依存する。また、ステークホルダーとのコミュニケーションは、遠隔で実施可能かもしれない。机上監査を選択するか否かは、その国で一般的な法令違反の種類と、最も効果的な確認方法は何かについての考察に基づく必要がある。多くの場合、以下のような情報は遠隔で収集することが可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> • コンセッションライセンスと伐採許可証 • 森林管理計画書類 • 輸送許可証及び輸送書類 • ロイヤリティ及び税金の領収書 • 土地所有権及び伐採区域の適切な法的登録 	<p>弱い ステークホルダーから法令遵守に関する情報を収集することで、文書に関連する特定のリスクを低減することができるかもしれない。 これは、法的側面に関するコンプライアンスを確認するための最良の方法である可能性がある。伐採区域の机上監査は、現地訪問監査より弱いと考えられる。文書と実際の資料との関連付けができることが重要である。</p>
	<p>現地訪問監査 現地監査では、伐採が関連法規に準拠しているかどうかを評価する。このプロセスには、特定されたリスクに応じて、現場での文書管</p>	<p>強い 現地訪問監査と検証は、森林レベルで特定されたリスクに対する最も強力な低減措置と考えられる。</p>

	理、利害関係者との協議、現場での検証などが含まれる。	
机上でのサプライチェーンマッピング（追加資料の請求）	<p>サプライチェーンマッピングには、木材の供給元に関する情報をサプライヤーに要求することが含まれる。追加情報を収集することで、サプライチェーン全体の概要と、サプライチェーンの事業体の材料の流れを管理・制御する能力を把握することができる。</p> <p>収集する書類には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 販売書類及び税関申告書 • 輸送及び搬出許可証 • 輸出入許可証 	<p>弱い</p> <p>サプライヤーから追加情報を収集することは、特に購入する材料と文書との関連性が確立されていない場合、リスク低減効果は弱いと考えられる。</p>
現地訪問によるサプライチェーンマッピング（CoCに注目）	<p>サプライヤーが適切かつ最新の情報を提供し、加工を経た製品を追跡する能力を持つこと（CoC）を直接観察できる。審査する文書には以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> • CoC システムに関する文書及びその概要 • 販売書類及び税関申告書 • 輸送・搬出許可証 • 輸出入許可証 	<p>強い</p> <p>サプライヤーの現地確認は、サプライチェーンに起因するリスクに対する強力な低減措置と考えられる。</p>
認証・合法性検証の資料の要求	<p>現地監査が実行不可能な場合、信頼できる認証又は合法性検証スキームの下で認証された製品を要求することを検討する必要がある。</p>	<p>強い</p>
サプライヤー・製品の変更	<p>リスクが低いと特定できるサプライヤーから製品を入手できない場合や認証／検証されたサプライヤーから調達できない場合、別のサプライヤーや代替品への置き換えを検討するべきである。新規サプライヤーに対しては、購入前にリスクアセスメントを実施し、対象</p>	<p>強い</p>

	製品のリスクが低いことを確認すべきである。	
--	-----------------------	--

出典：ATIF Legality Compliance Toolkit を翻訳

3-3-2-2 AFA のデュー・デリジェンス・マニュアル

オーストラリア家具協会⁷² (Australasian Furnishing Association, AFA) は、オーストラリア唯一の家具の業界団体で、デザイナー、メーカー、サプライヤー、輸入業者、小売業者等の企業や個人を含む 1 万人以上の会員を有している。AFA は、デュー・デリジェンス・マニュアル (70 豪ドル) と書き込み可能なテンプレート (輸入業者用と国産材加工業者用、それぞれ 545 豪ドル) を「Timber Due Diligence Toolkit」として、ウェブサイト上で販売している⁷³。デュー・デリジェンス・マニュアルの前文には、「家具は、違法伐採が問題となっている地域からの輸入製品への依存度が高く、サプライチェーンも複雑であることから、デュー・デリジェンス・システムの導入が重要である」としている。デュー・デリジェンス・マニュアルの内容は、政府のガイドラインを要約した基本的な内容となっているが、家具のデュー・デリジェンスの注意点や、デュー・デリジェンスのケーススタディを提示している。

1) 情報収集

AFA のマニュアルでは、「違法伐採禁止規則が求める情報は、現地訪問、電話、電子メール、アンケートへの記入など様々な方法で収集することができ、情報収集の試みと得られた情報を書面で記録することが重要である」としている。製品が違法に伐採されていないことを示す証拠の例として下記が示されており、情報の「合理的な実行可能性」を考慮して収集するとしている。

- 製品に含まれる樹種の伐採が、伐採地で禁止されているか (例えば、ローズウッド、サンダルウッド、その他のワシントン条約記載種)
- 伐採国での木材の伐採が法律で許可されている場合、その法律の要件が満たされているか
- 木材を伐採する権利に支払いが必要な場合、その支払いが行われたか
- 木材が伐採される場所に関する使用权及び保有権の法的権利を有する場合、その木材の伐採がそれらの権利を確立又は保護する法律と矛盾していないか。

2) リスク評価

AFA のデュー・デリジェンス・マニュアルでは、「木製家具、調度品などの複合製品など、複数の供給元からの木材を含む場合、それぞれのサプライヤーについてリスク評価を実施する必要がある、製品が組み立てられた状態で輸入される場合でも、それぞれの部品が低リスクであることを確認する必要がある」とし、複数の部材からなる製品のデュー・デリジェンスのプロセスを示すフローチャートを提示している (図 3.2)。製品のすべての構成要素について低リスクであることが確認できない場合、潜在的リスクを有するとみなし、適切なリスク低減措置が実施されなければならない。さらに、リスク評価の際に考慮すべき指標 (表 3.7) とリスクの分類や判断の参考例 (表 3.8) が提供されている。リスク評価において、入手可能な情報に潜在的なリスクの指標が 1 つでも示されていた場合、全体的なリスクを低いと判断することはできず、特定されたリスクを

⁷² <https://australianfurniture.org.au/>

⁷³ 発行年は不明、最終更新は 2021 年である。 <https://australianfurniture.org.au/timber-due-diligence/>

調査してリスクを低減する必要がある。

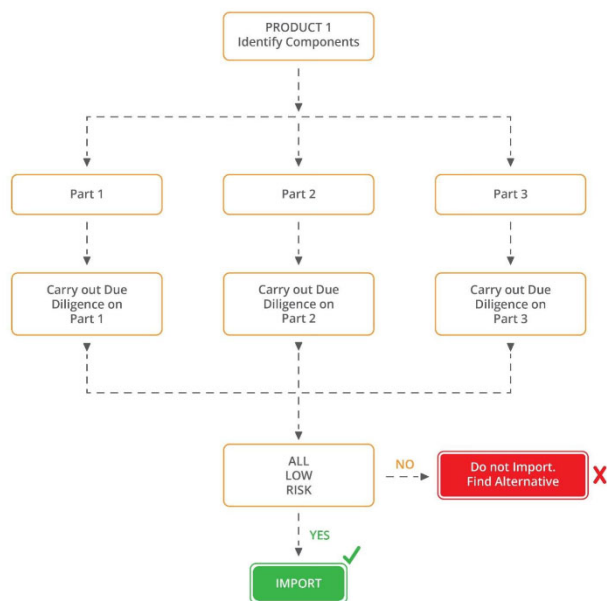


図 3.2 複合製品のデュー・デリジェンスのフローチャート
出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit

表 3.7 リスク評価の際に考慮すべき指標

リスク	指標
伐採地及びサプライチェーンに関する低リスクの指標	<ul style="list-style-type: none"> 「木材合法性枠組」(PEFC や FSC 等の森林認証制度)の下で認証された製品で、違法伐採を示唆する他の情報がない 「国別ガイドライン」に規定された情報又は文書によって裏付けられ、違法伐採を示唆する他の情報がない 「規定されたリスク要素」のそれぞれに対して低リスクと評価され、違法伐採を示唆する他の情報がない
伐採地に潜在的リスクがある場合の指標	<ul style="list-style-type: none"> 伐採地に関する情報の欠落 伐採国の CPI が 50 未満 (CPI が低い国からの書類には特別な注意が必要) 武力紛争が多発している国 森林ガバナンスのレベルが低いことが知られている国・地域 その樹種が違法伐採にさらされていることが知られている 違法伐採を示唆するその他の情報がある
サプライチェーンレベルで潜在的リスクがある場合の指標	<ul style="list-style-type: none"> 製品に異なる樹種、又は異なる国からの複数の部品が含まれている 構成部品に関するすべての情報が入手可能でない サプライチェーンへの参加者が特定できない

	<ul style="list-style-type: none"> 製品/木材の伐採地が特定できない 木材の種が特定できない サプライヤー又はサプライチェーン参加者による違法行為の証拠がある
--	---

出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit を翻訳

表 3.8 リスク評価の参考例

収集すべき情報	リスク要因	低リスクである場合の例	潜在的リスクがある場合の例
製品の木材部材の説明。木材が生産された木の商品名又は一般名及び/又は属名と学名を含む。	高リスク樹種の木材	アジア産のアカシアなど、植林樹種として知られているもの。	サンダルウッドなど、保護されている樹種。
製品の木材部材が伐採された国、地域及び森林又は植林地の伐採区域	高リスク地域で伐採された木材	レベルの高い森林がバナンスを持つ地域で伐採された（例：ニュージーランド）。	高リスク地域で伐採された（例：カンボジア）。
製品の木材部分が加工された国	高リスク国で加工された製品	低リスク地域で加工された（例：ニュージーランド）。	高リスクのサプライチェーン地域で加工された（例：中国）。
製品サプライヤーの情報の詳細、製品の出荷数量（容積、重量又は個数）	不正な出荷	過去に木材の合法性に関する問題がない。出荷数量が一致している。	木材の合法性に関する問題がある企業である。出荷数量が一致しない。
製品が違法に伐採されていないことを示す証拠 例：製品に含まれる樹種の伐採が、伐採国で禁止されているか。 伐採国での木材の伐採が法律で許可されている場合、その法律の要件が満たされているか 木材を伐採する権利に支払いが必要な場合、その支払いが行われたか	保護種の伐採 違法な伐採 違法な伐採	一般的に入手可能で、CITES リストにはない樹種である。 伐採計画・許可証がある。 支払い領収書がある。	保護樹種やワシントン条約に登録されている樹種（例：ローズウッド、サンダルウッド、その他のワシントン条約掲載種）。 図面や許可証がない。 領収書がない。
「木材合法性枠組」が製品に適用される場合、その基準や要件に準拠していることを	違法な伐採	すべての書類が揃っており、納品書や請求書に製品認証の記載がある。	書類が不十分。 PEFC/FSC の登録簿に記録がない。

証明する、製造者に発行されたライセンスや証明書のコピー（納品書又は請求書含む）			
「国別ガイドライン」を適用する場合、ガイドラインが要求する製品に関する情報や証拠（証明書、ライセンスなど）	木材の伐採国	「国別ガイドライン」で指定されたすべての文書が入手可能であり、違法伐採に関するその他のリスク情報が存在していない	「国別ガイドライン」で指定された文書が入手できない、書類に不備がある

出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit を翻訳

3) リスク低減措置

AFAのマニュアルでは、リスク低減措置として以下を挙げている。

- 製品に関する詳細な情報を入手する
- サプライチェーンの机上監査の実施
- サプライチェーンの現地監査の実施
- 第三者によるサプライチェーン監査の実施
- 森林伐採区域の現地監査の実施
- 第三者による森林伐採区域の現地監査の実施
- 低リスクのサプライヤーに変更
- 低リスクの製品に変更

AFAは、「最終的にリスクを低く抑えることができない場合は、製品を輸入してはならない。リスクの低い代替サプライヤーや製品を探さなければならない」と明記している。リスク低減措置は、それぞれのリスクに対する低減強度ごとにまとめられている（表3.9）。

表 3.9 低減強度ごとのリスク低減措置

リスク	低減強度		
	低	中	高
製品に高リスク樹種が含まれている（例：ローズウッド）	<ul style="list-style-type: none"> • 木材が合法的な供給源由来かどうかを確認する • 許可証の情報を求める 	<ul style="list-style-type: none"> • 輸出時に CITES 許可証を得るよう依頼する • 合法性証明書を提示できる代替サプライヤーを探す 	<ul style="list-style-type: none"> • 森林認証製品を要求する • リスクの低い代替種に置き換える
高リスク国で加工された製品	<ul style="list-style-type: none"> • サプライヤーの詳細情報を求める • 許可証に関する情報を求める • サプライヤーの信頼性をチェック 	<ul style="list-style-type: none"> • 該当国の合法性制度の対象となる木材に変更する 	<ul style="list-style-type: none"> • 森林認証製品を要求する • 低リスク国のサプライヤーに変更する

	クする		
製品に絶滅危惧種が含まれている（例：エボニー）	<ul style="list-style-type: none"> CITES 許可証を要求する 	<ul style="list-style-type: none"> 現地監査を実施する 現地当局にコンタクトし、CITES 許可証の確認を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 低リスク樹種に変更する
生産国に武力紛争がある	<ul style="list-style-type: none"> 伐採地域が紛争と関係しているかを確認する 	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証されたサプライヤーを探す 	<ul style="list-style-type: none"> 他の地域からの製品に変更する
複数の部品、樹種を含む複雑な製品（例：家具）	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの部品のサプライチェーンに係る追加情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> より単純なサプライチェーンの製品と代替する 	<ul style="list-style-type: none"> 森林認証製品に変更する

出典：AFA Timber Due Diligence Toolkit を翻訳

4) ケーススタディ

AFA のデュー・デリジェンス・マニュアルでは、「ケーススタディ」を 3 件紹介している。デュー・デリジェンスになじみのない事業者に対して、デュー・デリジェンスで何を実施するのかという全体像を端的に示す例である。

(1) ケーススタディ 1：複合製品のリスクアセスメント

フレダ氏は、会社が新しく輸入する予定のテーブルのリスク評価を行うよう依頼された。サプライヤーから必要な情報を収集した後、彼女はリスク評価実施の準備を開始した。この製品には 2 種類の木材が使われていた。1 つは骨組みに使われている木材、もう 1 つは外装に使われている化粧板ベニア材であった。彼女はそれぞれの樹種についてリスク評価を実施する必要があると判断した。この製品は、オーストラリア政府が提示する「木材合法性枠組」や「国別ガイドライン」の対象ではないため、「規定されたリスク要素」を使用してリスクを評価した。彼女は、その地域での違法伐採の蔓延や存在する種、伐採地での武力紛争など、両方の樹種に関する入手可能な情報を検討し、必要な情報はすべて見つけることができた。また、業界内の知人にも相談したが、このテーブルに違法伐採材が含まれていることを示唆するような問題は見つからなかった。会社のリスクマトリックスを参照した結果、サプライチェーンと伐採地に関するリスクは低く、製品全体のリスクは低いと結論した。彼女はその結果を記録し、購買部門にテーブルの輸入を許可するよう伝えた。

(2) ケーススタディ 2：マレーシア製の椅子のデュー・デリジェンス

ABC 社は、オーストラリア市場で販売するために、マレーシアから椅子を輸入することを決定した。同社は違法伐採禁止規則を認識しており、文書化されたデュー・デリジェンス・システムを構築している。コンプライアンス・マネージャーのブライアン氏はこのシステムの管理を担当し、マレーシアの Mr Big Chair 社の椅子に関するデュー・デリジェンスを実施するよう依頼された。彼はまず、その椅子が規制対象木材製品であるかどうかを、製品の関税コードを調べて、違

法伐採禁止規制の別表 1 から判断した。関税コードは 9401.61.00 で、規制対象木材製品であるため、輸入前に製品に関するデュー・デリジェンスを行う必要があった。

デュー・デリジェンスの第一歩として、彼はマレーシアの Mr Big Chair 社に、オーストラリアの規制を遵守する必要性を伝える手紙と、サプライヤー・アンケートを送付した。3 週間後、彼はアンケートの回答を受け取り、評価を開始した。まず、アンケートのすべての項目に回答があることを確認した。次に、違法伐採禁止規則で提供されているリスク評価経路のうち何を使用するかを検討した。この製品は「木材合法性枠組」(FSC や PEFC) の下では認証されていないが、Mr Big Chair 社が購入する木材の合法性書類を所持していたことから、マレーシアの「国別ガイドライン」を使用することにした。それによれば、この椅子の合法性を証明する重要な文書は、マレーシア木材産業委員会 (Malaysian Timber Industry Board, MTIB) への登録書と適切な税関申告書、税関からの輸出許可書である。彼が Mr Big Chair 社に連絡すると、彼らは喜んで書類のコピーを送ってくれた。彼は、リスク評価を完了させるために、他のすべての情報を検討した。この製品は、違法伐採が懸念される樹種とはみなされていないゴム材から作られていたが、しかし、マレーシアの CPI が 47 であるため、合法性文書の有効性に問題がある可能性があると考えた。このリスクを低減し、登録が有効であることを確認するため、彼は MTIB に連絡し、Mr Big Chair 社がオーストラリアへの製品輸出のために登録されていることを確認した。他のすべての情報も検討した後、彼は会社のリスクマトリックスを参照し、この椅子が違法伐採材を含むリスクは、伐採地とサプライチェーンにおいて低く、全体的なリスクは低いという結論に達した。彼は、リスクが低いという結論に至る過程と根拠を文書化し、リスク評価を完了させた。

(3) ケーススタディ 3：ハイリスク製品

ハリー氏は、輸入を検討している新しいキャビネットのリスク評価を実施している。サプライヤーから記入済みのサプライヤー質問表を受け取り、リスク評価を開始した。サプライヤーはキャビネットに使用されている樹種の情報を完全に提供しておらず、木材の伐採地の詳細も提供していなかった。サプライヤーを訪問し不足している情報を確認すると、サプライヤーは「サプライチェーンには多くの段階があるため木材の伐採地は分からない」、「ランダムな樹種の混合ロットであるため木材の樹種は不明である」、「これ以上の情報収集の手助けできない」と告げた。さらに、そのキャビネットが製造されている場所の周辺地域で、違法伐採の事例があることが明らかになった。ハリー氏は、他にこれ以上の低減措置を講じることができないと考え、自社のリスク評価マトリックスを参照し、「伐採地とサプライチェーンに高いリスクがある」と評価した。ハリー氏は、最終的に、「このキャビネットには違法伐採木材が含まれている可能性があり、違法な製品を輸入した場合に適用される重大な罰則のリスクを会社に負わせることはできない」と結論し、その結果を記録し、購買担当に輸入を行わないよう伝えた。